平成２３年（フ）第２８３２号
福岡市早良区西新５丁目５番10号
債務者　菅　　道俊
1　決定年月日時　平成24年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２８４３号
福岡市東区城浜団地16番306号
債務者　高橋　純一
1　決定年月日時　平成24年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２８５０号
福岡県糟屋郡志免町別府４丁目12番６号
債務者　池田　光代
1　決定年月日時　平成24年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２８７１号
福岡市西区上山門１丁目20番15号
債務者　徳渕　幹雄
1　決定年月日時　平成24年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２９１６号
福岡市南区野間３丁目13番６―105号
債務者　山下裕太郎
1　決定年月日時　平成24年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２９３４号
福岡県古賀市舞の里２丁目７番14号
債務者　坂見里枝子
1　決定年月日時　平成24年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１１号
福岡市博多区東月隈４丁目５番５―501号
債務者　榎　　肇
1　決定年月日時　平成24年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第６９号
福岡市博多区相生町３―３―43ヴィラＵＫ107
債務者　砥綿　裕子
1　決定年月日時　平成24年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１００号
福岡市東区和白東３丁目２―15
債務者　内野　眞理
1　決定年月日時　平成24年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１０７号
福岡市東区城浜団地20番205号
債務者　山田守こと　諸　　守
1　決定年月日時　平成24年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１１０号
福岡市城南区茶山６丁目３番５号
債務者　野中　保二
1　決定年月日時　平成24年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１１１号
福岡市城南区茶山６丁目３番５号
債務者　野中　菊美
1　決定年月日時　平成24年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１１４号
福岡市西区姪の浜６丁目８番29号
債務者　吉田　　勝
1　決定年月日時　平成24年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１３６号
福岡市東区馬出４丁目２番16号
債務者　大谷　　将
1　決定年月日時　平成24年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１４６号
福岡県朝倉市堤1728番地１ポラリス101号
債務者　山口　　悠
1　決定年月日時　平成24年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第８号
鹿児島県薩摩川内市百次町1438番地５、前住所鹿児島県薩摩川内市永利町746番地１キャメルＥ202号
債務者　有村　保昌
1　決定年月日時　平成24年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２４年（フ）第１１号
鹿児島県出水市高尾野町下高尾野2379番地３
債務者　山野　博文
1　決定年月日時　平成24年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２４年（フ）第１２号
鹿児島県薩摩川内市樋脇町市比野6874番地、前住所鹿児島県薩摩川内市永利町5051番地
債務者　浦野千代美
1　決定年月日時　平成24年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係